

ミリオン管理口座約款

1. 約款の趣旨

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と、SMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、2023年2月17日前に申込者が当社の「ミリオン（従業員積立投資プラン）自動けいぞく投資約款」、「ミリオン（けいぞく投資プラン）けいぞく投資約款」、「ミリオン（従業員継続投資プラン）継続投資約款」、「ミリオン（従業員積立投資プラン）積立投資約款」または「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」（以下「旧約款」と総称します。）に基づき、申込者のミリオン口座にて運用してきたミリオン専用投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）および預り金の保有残高（旧約款の規定に基づき、同日前に申込者から当社に開設する証券口座への移管の申出を受けている保有残高を除き、以下「ミリオン残高」といいます。）を管理するための口座（以下「ミリオン管理口座」といいます。）に関する取決めです。

当社は、この約款に従ってミリオン管理口座におけるミリオン残高等の管理に関する契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。

2. ミリオン残高の種類等

- (1) 当社は、旧約款に基づいて申込者が買付けを行った次に掲げる銘柄のミリオン残高について、各申込者のミリオン管理口座を設定のうえ、各申込者のミリオン口座からミリオン残高を移管し管理します。

銘柄名	運用会社	受益権の種類
インデックスポートフォリオ	日興アセット マネジメント 株式会社	追加型投資 信託受益権
バランスポートフォリオ		
野村 ミリオン(インデックスポートフォリオ)	野村アセット マネジメント 株式会社	
野村 ミリオン(バランスポートフォリオ)		
大和 ミリオン(従業員積立投資プラン) インデックスポートフォリオ	大和アセット マネジメント 株式会社	
大和 ミリオン(従業員積立投資プラン) ボンドミックスポートフォリオ		
MHAMミリオン(従業員積立投資プラン) インデックス ミリオン	アセット マネジメント One 株式会社	
MHAMミリオン(従業員積立投資プラン) ボンドミックス ミリオン		

- (2) この契約にかかる受益権が償還されたときは、ミリオン管理口座の預り金にて償還金を管理します。

3. ミリオン管理口座における払込等の取扱い

申込者は、ミリオン管理口座において金銭の払込および買付けの申出を行うことはできません。

4. 受益権の管理

- (1) 当社は、ミリオン残高の受益権を当社が社債、株式等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿に記載または記録して管理します。

- (2) 当社は、当該受益権につき管理料を申し受けることがあります。

5. 収益分配金の再投資

- (1) 上記4.の受益権の管理にかかる受益権の収益分配金は申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者のミリオン管理口座に繰り入れ、銘柄毎にその全額をもって決算日の基準価額により買付けます。当社は、買付けた受益権を上記4.(1)に準じて管理します。

- (2) 買付けられた受益権の所有権ならびにその元本または収益分配金に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものとします。

6. 返 還

- (1) 当社は、申込者からこの契約に基づく受益権の返還の請求を受けたときは、当該受益権を換金のうえ、その代金を返還します。

- (2) 上記(1)の請求は、所定の手続きにより申出いただくものとします。

- (3) 上記(1)の請求による換金金額は、正午以前に返還請求に関する当社所定の書面（不備がないものに限り）が到着した場合には、当日の基準価額または買取価額に基づくものとし、当該書面が正午を過ぎて到着した場合には、翌営業日の基準価額または買取価額に基づくものとします。

- (4) この契約に基づく受益権が償還される場合には、その償還金を返還します。

7. 証券口座への移管

- (1) 申込者は、所定の手続きによりミリオン管理口座において保有する受益権および預り金の全部を申込者が当社に開設する証券口座（非居住者である申込者の「日興のおるすばん口座取引規定」に基づく証券口座、金融商品仲介業者や金融商品仲介行為を行う登録金融機関を通じて当社に開設された申込者の証券口座、当社のインターネット支店に開設された申込者の証券口座その他の当社が定める証券口座を除きます。以下同じ。）に移管することができます。

- (2) ミリオン管理口座および移管先の証券口座に係る申込者の氏名、住所等の登録情報が異なる場合、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

8. 解 約

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
申込者から所定の手続きにより解約の申出があったとき。ただし、受益権の決算日を解約日とする申出はできません。なお、上記5.の収益分配金の再投資により買付けられる受益権を除き、当該決算日に上記6.に基づく受益権の返還を請求することはできません。

上記6.に基づき申込者がミリオン管理口座に保有している受益権の全部が換金され、申込者にその代金が返還されたときまたは上記7.に基づき申込者がミリオン管理口座で保有している受益権および預り金の全部が証券口座に移管されたとき。

当社が、この約款に基づく業務を営むことができなくなったとき。

申込者がミリオン管理口座で保有しているミリオン残高の受益権のすべて

が償還されたとき。

申込者のミリオン管理口座が以下の状況に該当するとき。

- イ. 当社よりなされた諸通知が転居先不明等により返戻されていること
ロ. 上記イ.の諸通知が返戻されてから1年を超えて受益権の返還請求がないこと

- ハ. 申込者の所在について、当社が確認の努力をしたにもかかわらず、不明であること

ニ. 受益権および預り金の残高が少額（1万円未満）であること

- (2) この契約が解約されたときは、上記(1) に該当する場合を除き、当社は遅滞なく上記6.に準じて受益権を換金のうえ、その代金の返還をし、または償還金を返還します。

9. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただけます。

- (2) 上記(1)のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

- (3) 申込者が上記(1)の住所変更の届出をされない場合において、当社からの諸通知が到着しなくなった日から起算して1年以上を経過したとき、当社は申込者のミリオン管理口座を廃止し、申込者の預り金を当社所定の方法により、専用の口座で保管することがあります。

10. この約款の変更

この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

11. そ の 他

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
所定の手続きにより、この契約に基づく受益権を換金した代金を返還した場合。

印影が届出印と相違するために、この契約に基づく受益権を換金した代金を返還しなかった場合。

天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく受益権の取引または金銭の返還が遅延した場合。

- (3) 申込者あて、当社よりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとします。

以 上

(2023.3.1改定)

SMB C日興証券株式会社